

浜松市避難所運営マニュアル①

本編



平成 26 年 9 月 初版

平成 30 年 7 月 改訂

令和元年 6 月 改訂

避難所運営マニュアル① 本編 目次

第1章	本マニュアルの目的・使い方	1
第2章	避難所の考え方	2
1	基本原則その1 緊急避難場所と避難所等とその役割	2
2	基本原則その2 災害後は自宅での生活を基本とする	6
3	基本原則その3 浜松市の避難所運営のルール	7
4	基本原則その4 避難所運営に関する事前協議	10
5	基本原則その5 避難所運営マニュアル等を活用した実施訓練	12
第3章	避難	14
*	避難について	14
1	災害発生直後の避難行動	16
2	避難開始後の順序	17
3	避難所到着時の行動（施設管理者等がいる場合）	18
4	避難所到着時の行動（施設管理者等がいない場合）	20
第4章	避難所運営	22
*	避難所運営の順序	23
1	避難所運営準備	24
2	避難所運営	26
3	避難所の長期化対策・集約・閉鎖	31
第5章	災害時の安否確認方法について	33
第6章	避難所内のルールについて	36
	避難所のルール（例）	36

第1章 本マニュアルの目的・使い方

1 本マニュアルの目的

本マニュアルは、避難所運営のあり方をまとめたものです。特に自主防災隊等、避難所を担当する市職員（以下「地区防災班員」という。）、避難所に指定されている施設の施設管理者及び学校地区防災班員(*)（以下「施設管理者等」という。）は、災害時の備えとして十分理解いただき、関係する皆様でご活用ください。

大規模な災害が発生し、家屋の損壊やライフラインの途絶等により、自宅での生活が不可能な被災者が多数発生した場合、避難所を開設し、避難所での共同生活や仮設住宅での生活が必要となる事態が予想されます。

また、大規模災害時には、行政機関による公的支援が機能するまでに時間を要することや、行政のみによる対応には限界があることから、住民自身の「自助」と地域の「共助」による応急対策や復旧・復興に向けた取り組みが不可欠となります。

避難所運営では、避難者、自主防災隊等、地区防災班員、施設管理者等が協力しながら、避難所での混乱をできるだけ防いでいくことが必要となります。

こうしたことから、浜松市では、一般的な避難所のあり方を定め、広く関係者に周知するとともに、それぞれの地域の避難所の現状と予想される課題を把握し、迅速な被災者支援を進めることを目的に本マニュアルを作成しました。

このマニュアルは、避難所において、発生が予想されることについて示してありますが、地域によって避難所施設の規模や避難者の数等それぞれ違いますので、必要に応じて見直しを行い、状況に合わせて事前調整し、円滑な避難所運営に心がけてください。

また併せて、訓練や災害経験等を通して、継続的に見直していくようにしてください。

*学校地区防災班員とは、避難所に指定されている学校で避難所運営のサポートに当たる学校教職員等をいう。

2 マニュアルの構成

本マニュアルは、①本編、②チェックリスト、③様式集で構成されています。

①本編

市の基本方針や避難所運営の流れを記載

②チェックリスト

避難所運営やるべきことをリスト化

③様式集

伝達漏れがないように様式化

運営マニュアルには、それぞれの役割や担当等が記載されていますが、不在の場合等は、協力し、助け合って運営していくようにします。各避難所内のわかりやすいところに保管し、毎年、訓練等を通じて見直していくようにしましょう。

第2章 避難所の考え方

この章では、浜松市における避難所運営の基本原則を記載しています。避難所の考え方、避難所の種類等を確認しましょう。

1 基本原則その1 ー緊急避難場所と避難所等とその役割ー

「避難行動」とは、「災害発生前後に、身を守るための行動」をいいます。

具体的には、①市が指定する緊急避難場所への移動、②地域等での安全な場所（公園、親戚の家等）への移動、③建物内の安全な場所での待機となります。

災害事象や災害時に置かれた状況により違ってきますので、災害時には、一人ひとりが自らの判断で避難行動をとることが大切になってきます。

避難先について、多くの方が「災害の種類」や「災害時の時間経過」に関係なく、「避難所」というイメージを持っています。東日本大震災では避難した場所の安全性にかかわらず、避難所に避難したことで、犠牲になった方がいました。

このため、平成25年6月に改正された災害対策基本法において、「緊急避難場所」と「避難所」が明確に区別されました。

災害対策基本法（抜粋）

（指定緊急避難場所の指定）

第四十九条の四 市町村長は、防災施設の整備の状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難のための立退きの確保を図るため、政令で定める基準に適合する施設又は場所を、洪水、津波その他の政令で定める異常な現象の種類ごとに、指定緊急避難場所として指定しなければならない。

（指定避難所の指定）

第四十九条の七 市町村長は、想定される災害の状況、人口の状況その他の状況を勘案し、災害が発生した場合における適切な避難所（避難のための立退きを行った居住者、滞在者その他の者（以下「居住者等」という。）を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民（以下「被災住民」という。）その他の被災者を一時的に滞在させるための施設をいう。以下同じ。）の確保を図るため、政令で定める基準に適合する公共施設その他の施設を指定避難所として指定しなければならない。

（指定緊急避難場所と指定避難所との関係）

第四十九条の八 指定緊急避難場所と指定避難所とは、相互に兼ねることができる。

(1) 市が指定する緊急避難場所、避難所

①緊急避難場所「災害等の危険から身の安全を確保するために避難する場所」

*浜松市では、台風、地震、津波など災害の種類ごとにあらかじめ指定しています。主に、小中学校の体育館やグラウンド等を指定しています。

(避難行動例)

<大雨や台風等>

浸水等の災害の危険が生じたら、早めに学校の体育館や校舎等の緊急避難場所に避難することを前提としますが逃げる時間がない場合は、自宅の2階以上に避難する(垂直避難)とします。



<地震による津波>

海岸近くで大きな強い揺れや長い揺れ(1分以上)を感じた場合、揺れが収まったら、即座に高台や近くの津波避難施設(避難ビル等)に避難します。

②避難所「災害等が原因で、自宅が倒壊や滅失してしまったことで自宅生活が困難となってしまった方が一時的に生活する場所」

*浜松市では、主に小中学校の体育館等を指定しています。

*災害時は、地区防災班員が派遣され、物資の供給等が行われます。

(避難行動例)

<大規模地震災害>

地震で津波の被害に遭い、自宅が滅失し、生活する場所を失ったため、避難所へ避難します。



(2) 地域内の自主避難場所

地震や風水害等の災害発生直後に、一時的に危険から身を守るため自治会や集落などで、あらかじめ避難先として決めた地域の広場や高台、公民館等を地域で避難場所として指定する場所のことをいいます。

普段から施設面の安全を調べておきましょう(耐震性等)。

もし、災害時に自主的に避難所運営を行う場合は、避難する方自身が行っていただくこととなります。

(3) 予備避難所

(1)②の避難所に収容しきれない場合、指定された避難所が倒壊等により使用できない場合などの受入先として必要に応じて開設する生活する場所をいいます。

*市協働センター、県立高校などを指定しています。

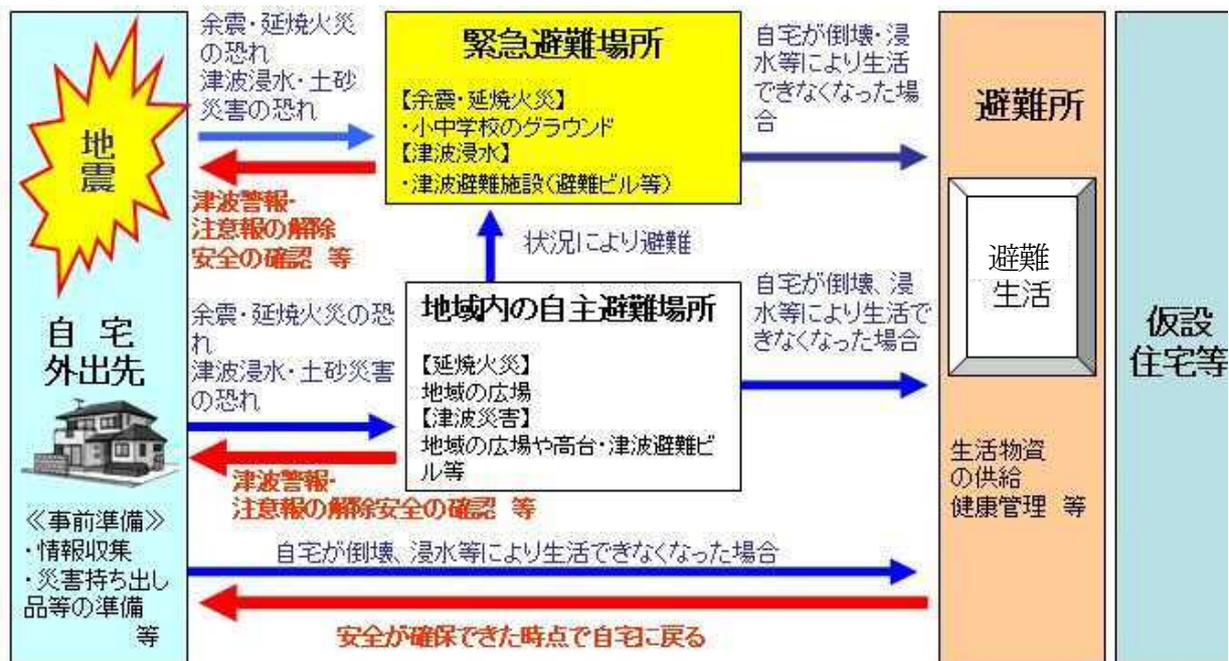
(4) (参考) 福祉避難所 **災害直後の避難はできません。**

福祉避難所は、避難所での生活が困難な高齢者や障がいのある人を受入れる二次的な避難施設のことをいいます。市と災害協定を結んでいる社会福祉施設等が該当します。

区役所（区本部）が施設の被害状況や空き状況を確認した上で、福祉避難所が開設されますので、災害発生直後に直接避難することはできません。

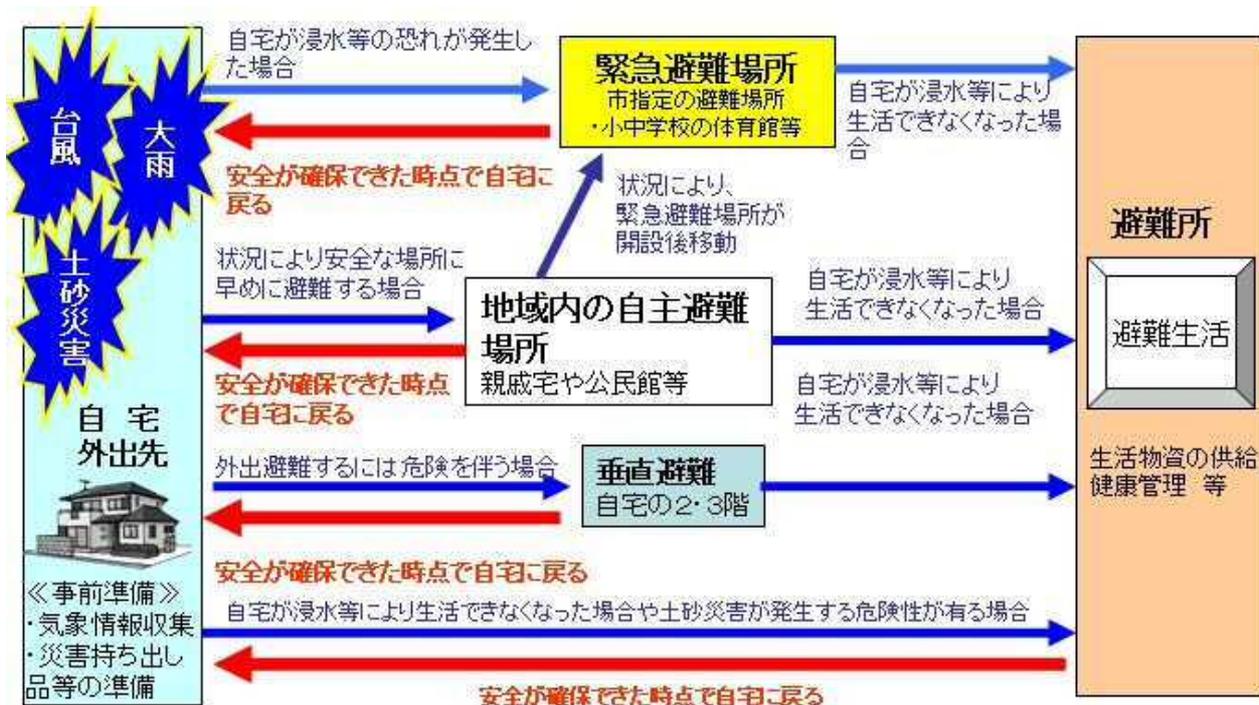
(5) 避難の流れ

★大規模地震・津波等の場合(予知のない突発的な地震等の場合)★



★台風等の風水害の場合（気象予報等で被害が予測できるような災害）★

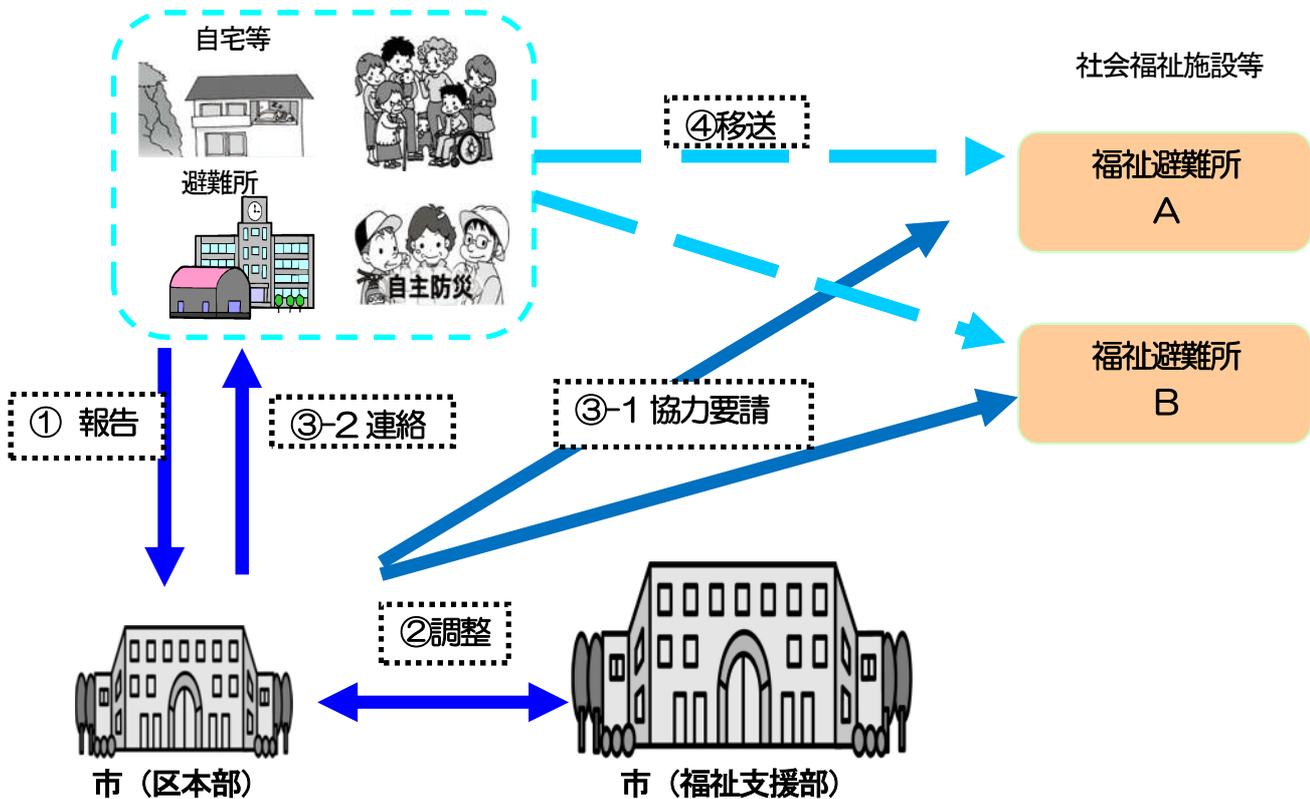
(早めの避難行動が大切になります。)



《参考：福祉避難所への避難の流れ》（福祉避難所マニュアルP12、13、14参考）

要配慮者が自宅や避難所等で生活できない場合は、福祉避難所に移り、避難生活を送ります。

- ① 地区防災班員や保健師等各避難所の業務に従事する者は、各避難所において福祉避難所への移送が必要な要配慮者がいる場合、速やかに区本部（区要配慮者支援班）へ電話等により状況を報告したうえで、移送が必要な要配慮者の名簿リストを作成し、区本部（区要配慮者支援班）へ報告します。
※福祉避難所の受入対象となる者の判断は、福祉避難所マニュアルのP17～18を参考に行います。
- ② 区本部は、とりまとめた名簿リストを、随時本庁要配慮者支援班に報告します。
- ③ 区本部（区要配慮者支援班）の福祉避難所連絡員は、福祉避難所を開設するため、施設の被害状況及び上記の名簿リストの状況を踏まえ、施設との連絡調整を開始します。
- ④ 区本部（区要配慮者支援班）は、開設する施設に対して、「福祉避難所の開設に係る協力要請書」を送付します。
- ⑤ 自主防災隊や家族等が、協力して避難者を移送します。



*要配慮者とは高齢者や心身に障がいのある人、子どもや妊婦や外国人など特別の配慮が必要な人のことをいいます。

- ・介護・支援が必要な高齢者
- ・知的障がいのある方
- ・手足・身体に不自由のある方
- ・精神の障がいのある方
- ・内部（内臓器官等）障がいのある方
- ・妊産婦、乳幼児のいる親や家族
- ・目や耳に不自由のある方
- ・日本語が不自由な外国人
- ・保育園や幼稚園児等の小さい子ども

など

2 基本原則その2 ー災害後は自宅での生活を基本とするー

災害後、自宅が被災していない場合は、自宅での生活（在宅避難）が基本です。

緊急避難場所等で災害から難を逃れたあと、自宅が倒壊や滅失してしまったことで生活が困難となってしまった方が一時的に生活する場が「避難所」です。

災害により、食料等の調達ที่難しい場合は、自宅で生活していても、近くの避難所等所定の場所で市の物資支援を受けることが出来ます（支援を希望する場合は、自主防災隊等の指示に従ってください）。

自宅での避難生活のススメ



自宅等での在宅避難の
良いことを紹介します。

①避難所のスペースは限りがあります。避難所に人があふれて、入れないことも考えられます。

大規模地震災害が発生すると、発災後1日で約20万人、1週間で約30万人と言われています（静岡県第4次地震被害想定）。避難所によっては、全員収容できないところもあります。災害時の生活場所は、自宅が被災していないときには、できる限り自宅としましょう。

②自宅は、個人（家族）の空間として、生活が出来ます。

避難所では、避難所運営ルールに基づいた共同生活を送ることになります。避難所周辺で電気や水道が不通になれば、避難所も同じ状況となることが十分に考えられます。また、共同生活ではプライバシーの確保が難しく、ストレスの原因になることもあります。

③空き巣の被害を防ぐことが出来ます。

過去の大規模地震災害では、留守中の自宅を狙った空き巣の被害が多く発生しました。

④避難所として活用する施設は、本来別の用途があります。

自宅に戻ることができる方や仮設住宅などへの入居が決まった方には退所を促し、施設本来の用途の回復を目指します。

避難所の多くは、小中学校の体育館などです。少しでも早く、地域住民が災害前の生活に戻るためには、子どもたちの授業再開に協力することが必要になります。

⑤ペットとの同行避難・同伴避難の必要がなくなります。

熊本地震では、かなりの被災者によりペットの同行避難が実施されましたが、避難所では動物が苦手な人や、アレルギーの方を含む多くの避難者が共同生活を送るため、一緒に避難したペットの取扱いに苦慮する例が見受けられました。

3 基本原則その3 ー浜松市の避難所運営のルールー

(1) 避難所運営のルール

①避難所は、避難者の自主運営を原則とします。

- 避難所運営が、特定の人に過度の負担とならないように、交替制や当番制をとって、みんなに対応します。
- 自助・共助・公助それぞれの活動が活発に行われ、相互の協力で円滑な避難所運営を目指すことが復興を早めることとなります。
- 避難所では、世代や性別に関係なくそれぞれの役割を果たすとともに、情報を共有しながら、相互に連携して各種活動を実施します。

②避難所開設後は、避難者が中心となって避難所運営委員会を立ち上げ、この委員会の組織的な活動により、避難所は運営されます。

- 避難所では、避難者が自主的に運営するために、避難者で構成する避難所運営委員会を設置し、運営に関わる事項を協議して決定します。自主防災隊等や地区防災班員、施設管理者等は、運営のサポートを行います。
- 避難所は、避難所運営に必要な様々な活動を円滑に行うため、避難者が中心となって「避難所運営委員会」を立ち上げ、組織的に活動します。なお、避難所運営委員会立ち上げ前は、自主防災隊等が中心となって避難所運営を行い、地区防災班員や施設管理者等が運営のサポートに当たります。

③避難所は、避難者の「必要最低限の生活」を支援する施設です。

- 災害時、避難所で支援できることには限界があります。避難者の要望すべてに応じるのではなく、避難者の「必要最低限の生活」のために必要なことを優先して対応します。
- ただし、避難が長期化する場合は、できる限り普段の生活との違いを少なくする「配慮」（特に高齢の方や障がい・アレルギーのある方などへの配慮や、男女プライバシーへの配慮）が必要です。

④市（区）災害対策本部は、避難所運営を支援します。

- 市（区）は、避難所と定期的に連絡を取り、食料、物資などの供給を行います。
- 市（区）は、避難所にボランティアや保健師等を派遣し、様々な支援をします。

(2) 避難所運営に関係する人の行動や役割



避難者

- 避難所に避難する方は、近隣の地域住民がほとんどですが、観光客や企業の従業員等が避難する場合があります。
- 避難所の運営組織である「避難所運営委員会」を立ち上げた後の避難所運営を中心に行います。
- 避難所開設当初は、自主防災隊等を中心に避難所運営を行いますが、避難所運営委員会設立後は、避難者による自主的な運営を行います。



自主防災隊等

- 特に、避難所開設後から避難所運営委員会が設立するまで、円滑に避難所運営を行うために、自主防災隊等が中心となって活動を行います。
- 地域の被災状況等を確認し、避難所内で情報共有できるように周知します。
- 在宅避難者を把握し、食料などの必要な物資をとりまとめ、自治会集会所や避難所等、所定の場所で物資の配布を行います。
災害時要配慮者等、所定の場所まで来ることが困難な在宅避難者については、自宅まで届けます。

地区防災班員

- 避難所配備予定の市職員は、市内で震度5強以上の地震が発生した場合等に、あらかじめ指定された避難所へ市から派遣されます。
- 地区防災班員は、主に区本部との連絡調整を行います。
- 自主防災隊等、避難者、施設管理者等と連携しながら避難所運営のサポートに携わります。

施設管理者等

- 学校が避難所の場合は、学校長と学校地区防災班員が施設管理者等に当たります。
- 災害時に避難所となる施設を解錠し、大規模地震災害時は、建物の安全を確認してから使用の許可を出します。
- 避難所として開放するスペース以外に、居住スペースや共有スペースが必要となった場合に施設の開放許可や助言を行うなど、施設の活用に関するを中心に運営の支援を行います。
- 避難スペースが不足する場合は、施設の一部の使用を許可する判断を行います。

市災害対策本部と区災害対策本部（区本部）

- 避難所からの報告により、被害状況を把握するとともに、情報提供、必要物資の手配など、避難所運営のバックアップを行います。
- 各区役所に設置する区本部は、区の避難所運営全般の調整を行います。

(3) 避難所運営委員会の組織について

避難所運営委員会は、避難所開設後、なるべく早い段階で設置しましょう（目標は 24 時間から 72 時間くらいです）。

○ 避難所運営委員会の立ち上げ「前は」・・・

避難所開設当初は、避難所運営委員会の立ち上げが困難なことが予想されます。

運営委員会を立ち上げるまでは、避難スペースの割り振りや、人数の確認など、必要な活動を自主防災隊等が中心となって行い、できるだけ早期に運営委員会を立ち上げる体制を整えます。

○ 避難所運営委員会を立ち上げた「後は」・・・

避難所運営委員長を中心に、避難所運営委員会の各活動グループや地域グループ(自治会の組など)で運営に必要な活動を分担して実施します。

委員長・グループ長・組長は、避難者から選出し、時間の経過にあわせて随時引継ぎ、交替しながら運営していきます。

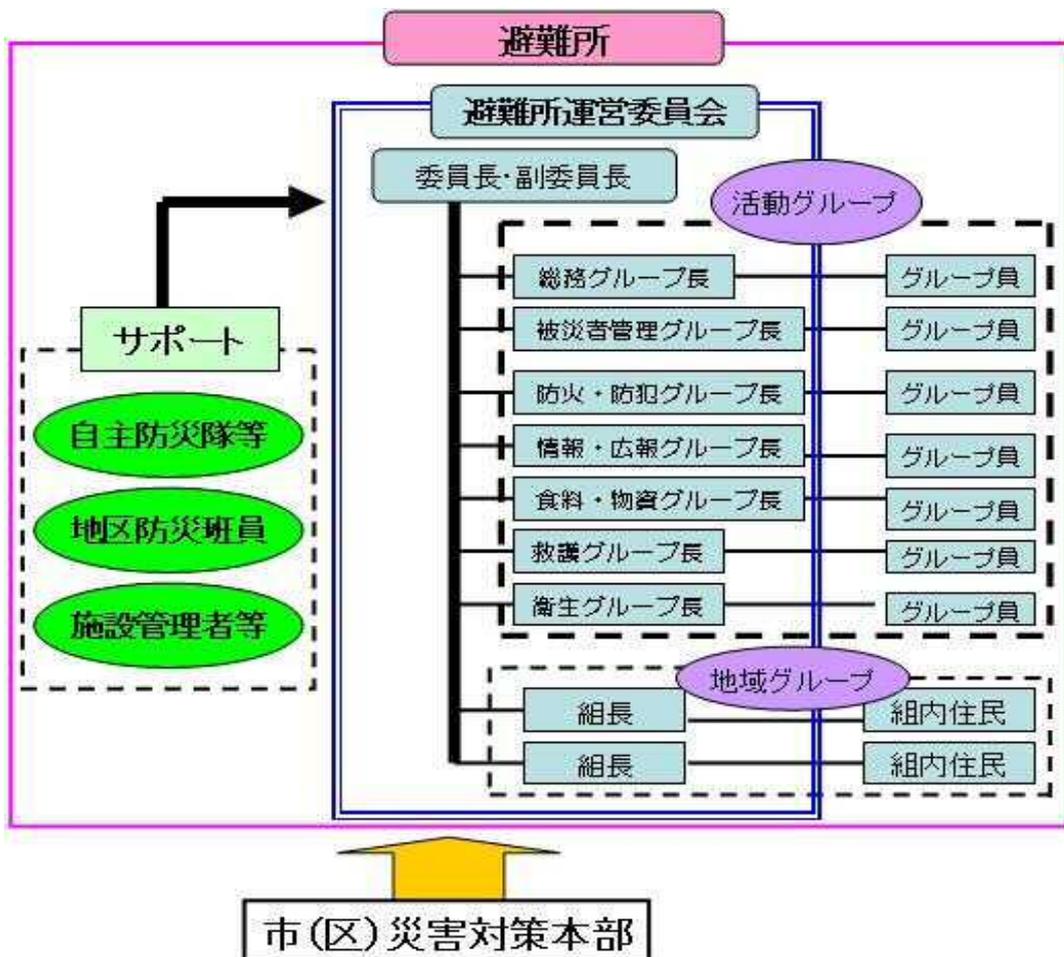
	避難所運営委員会立ち上げ前	避難所運営委員会立ち上げ後
避難者	△	◎
自主防災隊等	◎	△
地区防災班員	○	△
施設管理者等	○	△

◎・・・主となって活動する

○・・・活動する

△・・・支援する

・ 避難所運営委員会の組織図（例）



4 基本原則その4 ー避難所運営に関する事前協議ー

避難所運営について、地域で日頃から話し合っておきます。

地域によって様々な事情があることから、自主防災隊等、地区防災班員、施設管理者等による三者が事前協議を行い、お互いに顔の見える関係を築きながら、それぞれの役割を事前に確認し、共有することが大切です。

「事前協議」で協議した内容は、避難所ごとに作成する「**避難所カルテ**」に直接書き込み、避難所の解錠、開設、運営等について、手順や役割をお互い確認してください。

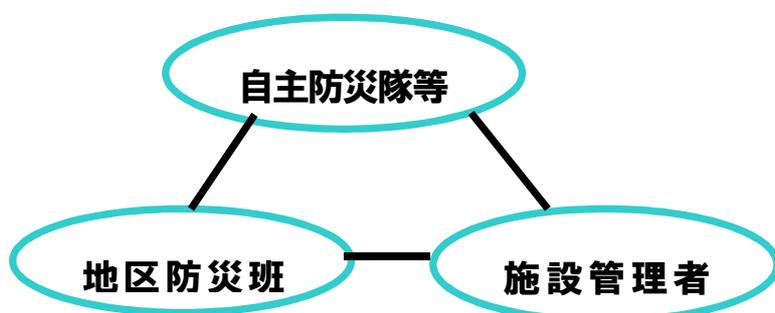
*避難所カルテとは、避難所となる施設の使用計画や防災倉庫等の資機材及び備蓄品の状況を記入し、避難所運営に関わる三者で確認するものです。

- 地域の緊急避難場所や避難所の確認
- 避難所施設の状況（耐震性、鍵の所有者等）
- 避難所施設の使用計画

等が記載されています。避難所となる施設に関することについては、施設管理者等と確認した上で記入するようにしてください。

(1) 事前協議のイメージ

地域防災連携連絡会（年1回）



(2) 具体的な事前協議内容

① 緊急連絡先の確認を行います。（毎年1回以上）

地域防災連携連絡会の場を活用した顔合わせや緊急連絡先の確認

*地域防災連携連絡会とは、自主防災隊、学校、地区防災班員が集まり、避難所運営等における三者の連携方法について確認する会議です。年1回開催されます。

② 地域にある避難所の活用方法を決めます。

鍵の管理体制の確認、解錠や安全確認の手順の確認

施設内の利用方法やルールの確認

その他施設の活用方法、開設手順、避難所間の連携体制の確認

③ 避難所運営の初動対応や、自主防災隊等・地区防災班員・施設管理者等の役割を確認します。

□避難者を収容する場所、収容方法の確認（施設の利用計画等を参照）

□収容後に行う初動対応の確認

→受付の設置や人数確認の方法等をどのように行うかを確認しておきます。

□役割の確認

参考例

	主な役割
自主防災隊等	避難者受付・物資運搬
地区防災班員	区本部との連絡調整
施設管理者等	施設利用の許可

④ その他地域特性などについて確認しておきます。

□住民の年齢層や地理的特徴などの確認

*高齢者が多数避難する・避難所に避難できない方が発生する・・・など

□地域の特性を踏まえ、避難所運営を行う上で留意する事項の確認

*避難できない高齢者などに対する地域の対応を決める

（安否確認方法や物資調達方法等）

・・・など

⑤ 避難所運営マニュアルや避難所カルテに基づいた実施訓練を定期的に行いましょう。

□避難から避難所立ち上げまでの流れを確認するとともに、避難者の人数確認、トイレの組み立て、炊き出しなど、実際に避難所運営で行う活動を地域で実践し、共有するようにしましょう。

□実施訓練を通して、気づいた点などを関係者で話し合い、必要に応じて避難所カルテを修正し、見直した後は、地域で周知していきましょう。

5 基本原則その5 一避難所運営マニュアル等を活用した実施訓練一

事前協議に基づいた実施訓練を通して、定期的に見直しを行います。

- 避難所運営マニュアルを実効性のあるものにするためには、避難所の状況等を記載した避難所カルテの内容確認及び更新を行っていく必要があります。
- 地域防災訓練等を利用して、適宜避難所運営について確認を行ってください。
- 「避難所運営ゲームHUG」を行うと避難所運営をイメージしやすくなります。積極的に地域の防災訓練等で行っていきましょう。
 - *「避難所運営ゲームHUG」の訓練セットは、市の危機管理課や各区の区振興課で貸出しています。

避難行動を地域の中で共有します。

- *避難方法については、地域の特性によっても大きく異なります。地域の特性に応じた避難方法、避難時の携行品などをあらかじめ話し合い、地域住民の間でしっかりと共有しておきましょう。

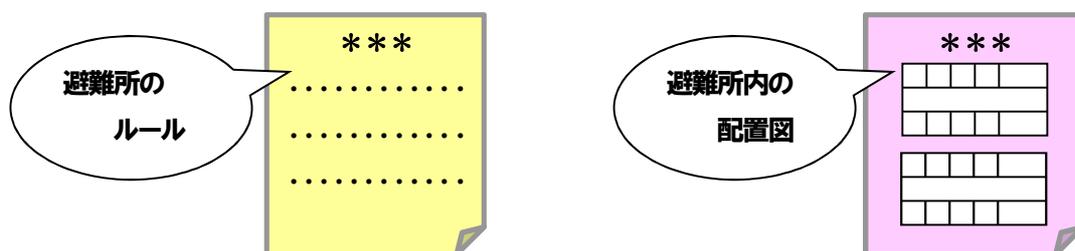
避難所運営で活用する物資や資機材を定期的に確認します。

- *浜松市や自主防災隊等が備蓄している物資や資機材は、事前協議や防災訓練などの機会に、備蓄場所や数量の確認等を行います。

避難所運営で活用する掲示物などを事前に作成します。

- *避難所運営を行う際、使用が見込まれるものについては、事前に作成・準備しておくことも円滑な運営に必要なポイントです。
- *事前協議などの機会に、地域のルールや施設の利用方法などを話し合っておくとともに、掲示物などを作成して備蓄品と一緒に保管しておくなど、災害時に速やかに活用できるように工夫しましょう。

《掲示物の例》



(参考) 自助・共助・公助とは…

自助…個人・家庭で、自身や家族の身の安全を守る活動や、そのための備えをいいます。

- 日常からの備えが大切です（自宅が無事であれば、自宅で避難生活を送るので最低限生活できる備蓄を）。
 - * 自宅の耐震化や家具の転倒防止、安全スペースの確保を行って被害軽減に努めます。
 - * 災害で店が休業したり、ライフラインが停止したりした場合に備え、食料や水（1週間分程度）、簡易調理器などの備蓄を行います。
 - * ペットの食料や水（1週間分程度）の備蓄も飼い主の責務として行います。
- 災害が発生したら、まずは緊急避難場所等の安全な場所に自ら避難します。
 - * 緊急避難場所や地域内の自主避難場所を事前に把握し、避難行動を把握しておきます。
 - * 避難時どのように行動するのかを事前に把握しておきます。
 - * 自宅が被災した場合、避難する避難所や安否の確認方法（第5章参照）を家族等で共有しておきます。
- 自宅等が被災した場合等、避難所でも必要最低限の自立した生活を行います。
 - * 食料や水を持ち出せるよう準備しておき、避難の際に持参します。
（津波等による一刻を争う避難の場合は別です）
 - * 常用の薬や乳幼児のおむつ、女性の生理用品など、普段の生活で欠かせない物も準備しておきます。
（大規模な災害時は、物資等の支援が遅れることが予想されます）

共助…地域の中で住民の安全を共に守る活動や、そのための備えをいいます。

- 安全・迅速に避難するため、地域の避難場所や住民の安否確認方法をあらかじめ情報共有しておきます。
 - * 地域内の危険箇所や居住状況など、地域で情報共有しておきます。
 - * 緊急避難場所や避難所等への避難方法などを決めておきます。
 - * 避難の際に、支援が必要となる方（災害時避難行動要支援者）を把握し、避難支援の方法を決めておきます。
 - * 災害時の安否の確認方法を地域内で決めておきます。
 - * 地域の中でお互い助け合って避難行動や日ごろの備えを行います。
- 円滑な避難所運営と地域支援を行う。
 - * 地域の避難所の活用方法や避難所運営の役割分担、運営方法を決めておきます。
 - * 地域の企業や事業所との連携や協力について決めておきます。
 - * 地域の避難訓練等を活用して、避難所の施設や防災倉庫内資機材の事前確認などを行います。

公助…行政が市民の安全を守るために行う各種活動や、そのための備えをいいます。

- 円滑な避難所運営のサポートと迅速な避難所への支援を行う。
 - * 食料や資機材の備蓄、無線の整備など、物や情報の支援体制を整備します。
 - * 地区防災班員の派遣体制の整備、職員研修や訓練の実施など支援体制を構築します。
 - * 自主防災隊や避難所に指定されている学校や施設との事前協議、避難所運営訓練などの実施により、避難所運営体制を整備します。
- 市民等への災害情報等の提供、災害に対する災害意識の向上を図ります。
 - * 予測可能な災害については、事前の注意喚起を行います。
 - * 市民や企業等に防災講座等を行い、災害時の行動や予想される被害等について情報提供し、市民の防災意識の向上を図ります。

第3章 避難

災害が発生し、避難の必要がある場合の「避難の行動」や、避難所到着後の「解錠、安全確認」などについて記載しています。

避難について

(1) 避難行動

災害事象	避難行動のタイミング	行動、避難場所	避難の心得・ポイント
地震による揺れ	○大きな揺れを感じた	①机の下にもぐる、頭部を保護する ②周囲の状況と火の元を確認する ③緊急避難場所や地域内の自主避難場所へ避難する	○移動中は倒れやすいものや落下物に注意し安全な場所に避難 ○施設や鉄道内では係員の指示に従って行動
地震による津波	○大きな揺れを感じた ○津波警報等のサイレンが鳴った	①机の下にもぐる、頭部を保護する ②揺れがおさまったらすぐに避難する ③海岸や河川から即座に離れ、高台、津波避難施設（ビル等）などの緊急避難場所（津波警報解除まで）に避難する	○強い揺れや長い揺れを感じた場合は、津波に関する情報を待たずに、すぐに津波避難施設や高台へ避難 ○情報収集を行う前に「津波だ、逃げろ！」と叫んで避難（率先避難）
地震による火災等	○大きな揺れを感じた (建物密集地の都市部では注意)	①机の下にもぐる、頭部を保護する ②火災が迫ってきたら、緊急避難場所や地域内の自主避難場所（広場等）に避難する	
土砂災害 (地震・風水害)	○気象警報が発令された ○土砂災害警戒情報が発令された ○いつもより雨が降っている ○がけの割れ目や山鳴り等の災害の前兆があった ○自ら危険を判断した	①（予想できる災害）情報収集を行い、早めに自主避難する ②緊急避難場所・地域内の自主避難場所や知人や親戚宅に避難する ③（避難する時間がない場合）自宅や施設の2階以上に避難する	○避難は自ら判断する ○命を守る行動をとる ○浜松市からの避難情報に注意する ○自ら災害情報を取りに行く
風水害	○気象注意報（警報・特別警報）が発令された ○テレビ・ラジオ・インターネット等による注意喚起があった ○市から避難勧告・避難準備情報等が発令された ○川の水位が増水している ○周囲が浸水、大雨等で外に出るのが困難		

(2) 情報ツール

災害時の情報は、自ら情報収集する必要があります。浜松市の災害時の情報収集手段は次のとおりです。

浜松市防災マップ・同報無線・緊急速報メール・防災ホットメール・浜松市ホームページ・広報車・テレビ（気象警報発令・緊急地震速報等）・ラジオ（FMハロー！76.1MHz）・Yahoo ブログ・レアラート

(3) 発災後のそれぞれの行動

自主防災隊等



- 地域の被害や住民の安否を確認するとともに、高齢者や障がい者など自力での避難が困難な災害時避難行動要支援者の避難支援を行います。
- 夜間の災害時は、地区防災班員や施設管理者等の到着が遅れる場合があるため、避難所の解錠、安全確認、避難者の屋内収容について、事前協議に基づき実施します。
- 安全を確保できる範囲内で、消火活動や救出活動を行います（無理はしない）。
- 避難者と協力して避難者人数をとりまとめ、地域ごとの代表者を決めて、地区防災班員に報告します。

地区防災班員

- 開庁時は職場から、閉庁時は自宅等から速やかに決められた配備場所へ行きます。（施設管理者等が到着していない時は、避難所を解錠します。）
- 施設管理者等が不在の休日・夜間の災害時は、到着後、避難所の解錠、安全確認、避難者の屋内収容について、事前協議に基づき実施します。
- 避難所の被害や状況を確認し、区本部への報告をします。
- 避難所の開設及び避難所運営の初動対応をします。
- 避難者、自主防災隊等、施設管理者等と避難所運営について協議し、避難所運営委員会設置後は、サポートします。

施設管理者等

- 施設の安全確認を行います
- 施設利用者や学校の児童・生徒等の安全を第一に確保した上で、避難所となる施設の解錠をし、施設の安全確認を行います。
- 休日・夜間の災害時は、参集後に解錠や安全確認を行い、事前協議に基づき避難者の避難誘導を行います。
- 施設内部屋の使用の許可を出します。

1 災害発生直後の避難行動

★ 災害が発生し避難が必要な場合の行動について、記載しています。

ポイント ○災害が発生した場合は、まず自分の身は自分で守ります。(自助)

○自分の身を確保した後、地域住民同士の安全確認を行います。(共助)

災害発生

発災



地区防災班員
施設管理者

①自分・家族の身の安全確保 (自助)

津波など、緊急に避難を必要とする場合。
または、災害時に自宅や地域にいない場合。

災害時に自宅や地域にいる場合で、
津波などによる緊急の避難を要しない場合。



②地域での助け合い (共助)

隣・近所には…

災害時避難行動要支援者には…
(一人で避難できない人など)

声かけ・安否確認

安否確認・避難の支援



③近隣の公園や広場など地域内の自主避難場所へ

地域等で確認すること

必要に応じて実施すること

安否確認
被害状況の確認

消火・救助活動
応急手当

自宅の安全が確認でき、生活が可能な場合

→ 自宅へ

危険を回避するために緊急的に避難する場合など → 緊急避難場所

自宅の安全が確認でき、生活が可能な場合

→ 自宅へ

自宅が倒壊・滅失してしまったことで自宅生活が困難
となってしまった場合

→ 避難所へ

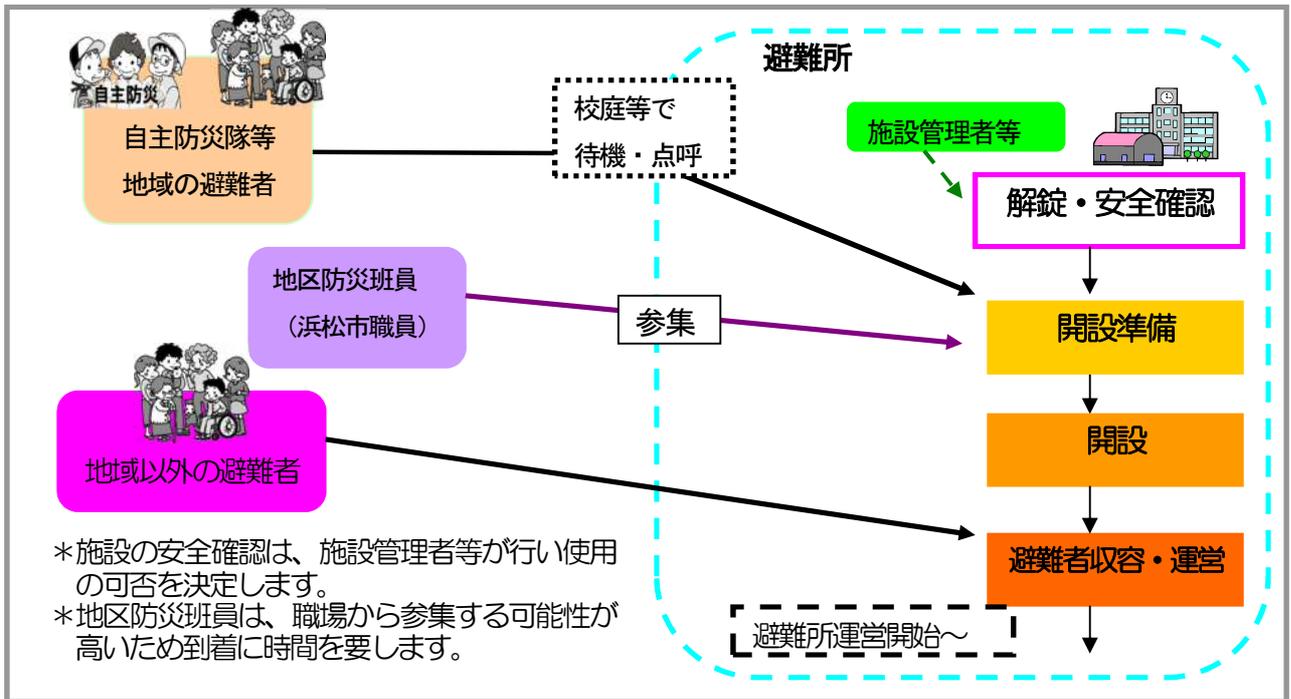
2 避難開始後の順序

★避難開始から避難所を開設するまでの基本的な順序を記載しています。

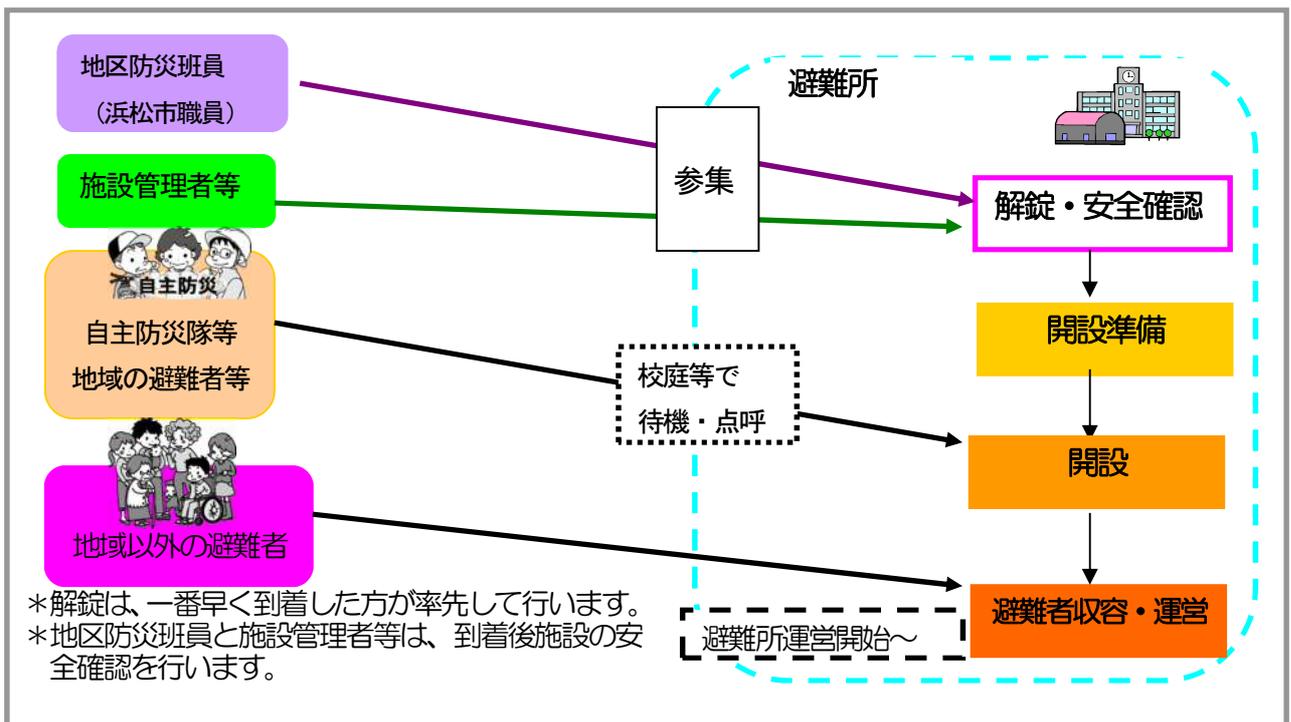
★災害が発生した時間帯によって、対応が一部異なります。

○下図を参考に、該当する時間帯に応じて「避難所到着時の行動」に対応してください。

* 施設管理者等がいる時間帯（避難所到着時の行動はP18へ）



* 施設管理者等がない時間帯（避難所到着時の行動はP20へ）



3 避難所到着時の行動（施設管理者等がいる場合）

★ 平日昼間など、避難所に施設管理者等がいる時間帯の行動要領です。

- <状況>
- 施設の鍵が、開いている。
 - 施設管理者等が、施設の安全確認を行っている。
 - 地区防災班員が、職場から派遣される。

★ 以下の手順で、避難者を避難所屋内へ誘導します。



自主防災

避難者

自主防災隊等

①校庭等安全な場所に待機し、自治会の組など地域ごとに、避難者の人数の確認を行います。

- *施設管理者等が、施設の安全確認を行うまで待機します。
- *地域以外の避難者や自治会の組等に属さない方などでまとまり、人数確認をします。（地域ごとに代表者をあらかじめ決めておきます。）

②自主防災隊等、地区防災班員、施設管理者等の代表が集合し、避難所開設の準備を行います。

*事前協議を参考にやるべきことを確認しあい、分担します。

地区防災班員

施設管理者等

避難所となる施設の安全が確認できたら、避難者を屋内に誘導します。

- *避難所内では、地域ごとにまとまって待機・行動します。
- *施設管理者等が施設が危険と判断した場合は、地区防災班員と相談し、避難者を近くの避難所等に案内します。

P22へ

◆ 避難所屋外で待機中の呼びかけ例

*自主防災隊等が、率先して避難者に呼びかけます。

- ただ今、建物内の安全を確認しているところです。建物の安全が確認されるまでは、安全なこの場で待機してください。
- 地域住民の方は、自治会の組や班単位でまとまって待機して、避難している人数を確認してください。
- 地域住民以外の方は、こちら（空いているスペース）に集まってください。
- けがをされている方や、体調が悪い方がいれば申し出てください。

地区防災班員

①避難所に到着したら、避難の状況や施設の状況を確認します。

↓
*施設管理者等とともに、施設の安全確認を行います。

②避難の状況や施設の被害状況などを区本部へ報告します。

- *避難者を避難所にすぐに収容する必要がある場合は、収容を優先し、収容後に報告します。
- *「避難所状況報告書（様式集P1）」に記入し、電話や防災行政無線で状況を報告します。
- *施設管理者と施設の安全を確認後、開設が可能な場合は開設を決定し、併せて報告します。
- *施設が危険と判断された場合は、区本部と調整し、代替避難所への移動を決定します。
- *チェックリストG - ①に同内容が記載されています。

施設管理者等

①施設利用者を避難誘導します。

↓
*大規模地震の場合は、屋外の広い場所等へ誘導します。

②避難所となる施設の解錠をし、施設の内観・外観の安全確認を実施します。

- *市内で震度6弱以上観測した場合、応急危険度判定士が避難所の建物の判定を行い、施設の安全性について助言を行います。
- *施設管理者等は、その結果を踏まえ、避難所開設の可否を決定します。
- *応急危険度判定士による判定及び助言を待たずに、緊急に施設の安全確認をする必要がある場合、施設管理者等が「施設の安全確認内容チェックシート」（チェックリストP63）を参考に点検を実施し、開設の可否を決定します。

〔 応急危険度判定士とは・・・ 〕

大規模な地震発生の影響で被災した建物を調べ、その後の余震などによる倒壊の危険性を判定することができる資格者のことです。浜松市では、市内に在住する有資格者が、事前に氏名を登録し、災害時には、避難所となる施設を判定し、施設管理者に助言を行います。

☆ 避難所内への移動の呼びかけ例

* 自主防災隊・地区防災班員・施設管理者等が、率先して避難者に呼びかけます。

- 建物の安全確認が終了しましたので、落ち着いて建物内（体育館）に避難してください。
- 施設内のスペースの割振りをあらかじめ作った上で実施しますので、自治会ごとにまとまって入室してください。
- 地域住民以外の方など、自治会に所属していない方は、人数を確認しますので、最後にまとめて入ります。ご協力ください。

4 避難所到着時の行動（施設管理者等がない場合）

- ★ 夜間や休日など、施設管理者等がない時間帯の行動要領です。
- ＜状況＞ ○避難者の到着時に、施設管理者等が未到着（鍵が開いていない）の場合がある。
○施設管理者及び地区防災班員が出先や自宅から参集する。
- ★ 以下の手順で、避難所内へと避難します。



避難者

自主防災隊等

①校庭等安全な場所に待機し、自治会の組などの地域ごとに、避難者の人数の確認を行います。

* 地域住民以外の避難者や自治会等に属さない方々でまとまり、人数確認をします。

施設管理者等の未到着時

グラウンド等の広い場所に避難し、待機します。

* 施設管理者等や地区防災班員の到着前で、避難者の収容が必要と判断した場合は、避難者の判断で避難所となる施設の安全確認を行い、避難します。

地区防災班員

施設管理者等

施設の安全が確認されたら、避難者を屋内に誘導します。

* 避難所内では、地域ごとにまとまって待機・行動します。

* 施設が危険と判断される場合は、事前協議に基づき、避難者を他の避難所へ誘導しましょう。

自主防災隊等、地区防災班員、施設管理者等の代表者が集合し、避難所開設の準備を行います。

* 事前協議を参考に、やるべきことを確認しあい、分担しましょう。

P22へ

◆ 避難所屋外で待機中の呼びかけ例

* 地区防災班員や施設管理者等が到着していない場合、自主防災隊が率先して避難者に呼びかけます。

○施設管理者が来て、建物の安全が確認されるまでは、この場で待機します。

（または）ただ今、建物内の安全を確認しているところです。

○地域住民の方は、自治会の組や班単位でまとまって待機して、避難している人数を確認してください。

○地域住民以外の方は、こちら（空いているスペース）に集まってください。

○けがをされている方や、体調が悪い方がいれば申し出てください。

地区防災班員

①避難所に到着したら、避難の状況や施設の状況を確認します。

施設管理者等の未到着時

班長等鍵の所有者が解錠し、施設の安全を確認します。

②避難の状況や施設の被害状況などを区本部へ報告します。

- *すぐに避難者を収容する必要がある場合は、収容を優先し、収容後に報告します。
- *「避難所状況報告書（様式集P1）」に記入し、電話や防災行政無線等で状況を報告します。
- *施設管理者等と施設の安全を確認の上、開設の必要がある場合は、開設を決定し、併せて報告します。
- *チェックリストG - ①に同内容が記載されています。

施設管理者等

①避難所に到着したら、施設の安全確認を実施します。

- *市内で震度6弱以上観測した場合、応急危険度判定士が避難所の建物の判定を行い、施設の安全性について助言を行います。
- *施設管理者等は、その結果を踏まえ、避難所開設の可否を決定します。
- *応急危険度判定士による判定及び助言を待たずに、緊急に施設の安全確認をする必要がある場合、施設管理者等が「施設の安全確認内容チェックシート」（チェックリストP63）を参考に点検を実施し、開設の可否を決定します。

〔 応急危険度判定士とは・・・ 〕

大規模な地震発生の影響で被災した建物を調べ、その後の余震などによる倒壊の危険性を判定することができる資格者のことです。浜松市では、市内に在住する有資格者が、事前に氏名を登録し、災害時には、避難所となる施設を判定し、施設管理者に助言を行います。

◆ 避難所内への移動の呼びかけ例

*地区防災班員や施設管理者等が到着していない場合は、自主防災隊等が率先して避難者に呼びかけます。

- 建物の安全確認が終了しましたので、建物内（体育館）に避難します。
- 施設内のスペースの割振りは、落ち着いてから改めて実施しますので、自治会ごとにまとめて入室してください。
- 地域住民以外の方など自治会に所属していない方は、人数を確認しますので、最後にまとめて入ります。ご協力ください。

地区防災班員の到着前は

第4章 避難所運営

ここでは、避難者を避難所内に収容した後の、避難所運営の準備、避難所運営、避難所の閉鎖などについて記載しています。避難所で行う具体的な活動や時期の目安については、「避難所運営マニュアル②チェックリスト」で確認します。

<避難所運営に関係する人の行動や役割>

避難者



- 避難所の組織である「避難所運営委員会」立ち上げ後の避難所運営を中心に行います。
- 避難所開設当初は、自主防災隊等を中心に避難所運営（男女双方の意見を取り入れられる体制）を行いますが、避難所運営委員会設立後は、避難者による自主的な運営を行います。

自主防災隊等



- 避難所開設後から避難所運営委員会が設立するまで、円滑に避難所運営を行うために、自主防災隊等が中心となって活動を行います。
- 地域の被災状況等を確認し、情報提供を行います。
- 在宅避難者を把握し、食料などの必要な物資をとりまとめ、自治会集会所や避難所等、所定の場所で配布を行います。災害時要配慮者等、所定の場所まで来ることが困難な在宅避難者については、自宅まで届けます。

地区防災班員

- 自主防災隊等、避難者、施設管理者等と連携しながら避難所運営のサポートに携わります。
- 区本部との連絡調整を行います。

施設管理者等

- 避難所として開放するスペース以外に、居住スペースや共有スペースが必要となった場合に施設の開放許可や助言を行うなど、施設の活用に関することを中心に運営の支援を行います。
- 避難スペースが不足する場合は、施設の部屋の一部を使用許可にする判断を行います。

区本部

- 避難所からの報告により、被害状況を把握するとともに、情報提供、必要物資の手配など、区内の避難所運営の支援を行います。
- 浜松市災害対策本部へ被災及び避難状況等を報告します。

<避難所運営の活動主体> 避難所運営委員会立ち上げ前後で主体が違います。

	避難所運営委員会 立ち上げ前	避難所運営委員会 立ち上げ後
避難者	△	◎
自主防災隊等	◎	△
地区防災班員	○	△
施設管理者等	○	△

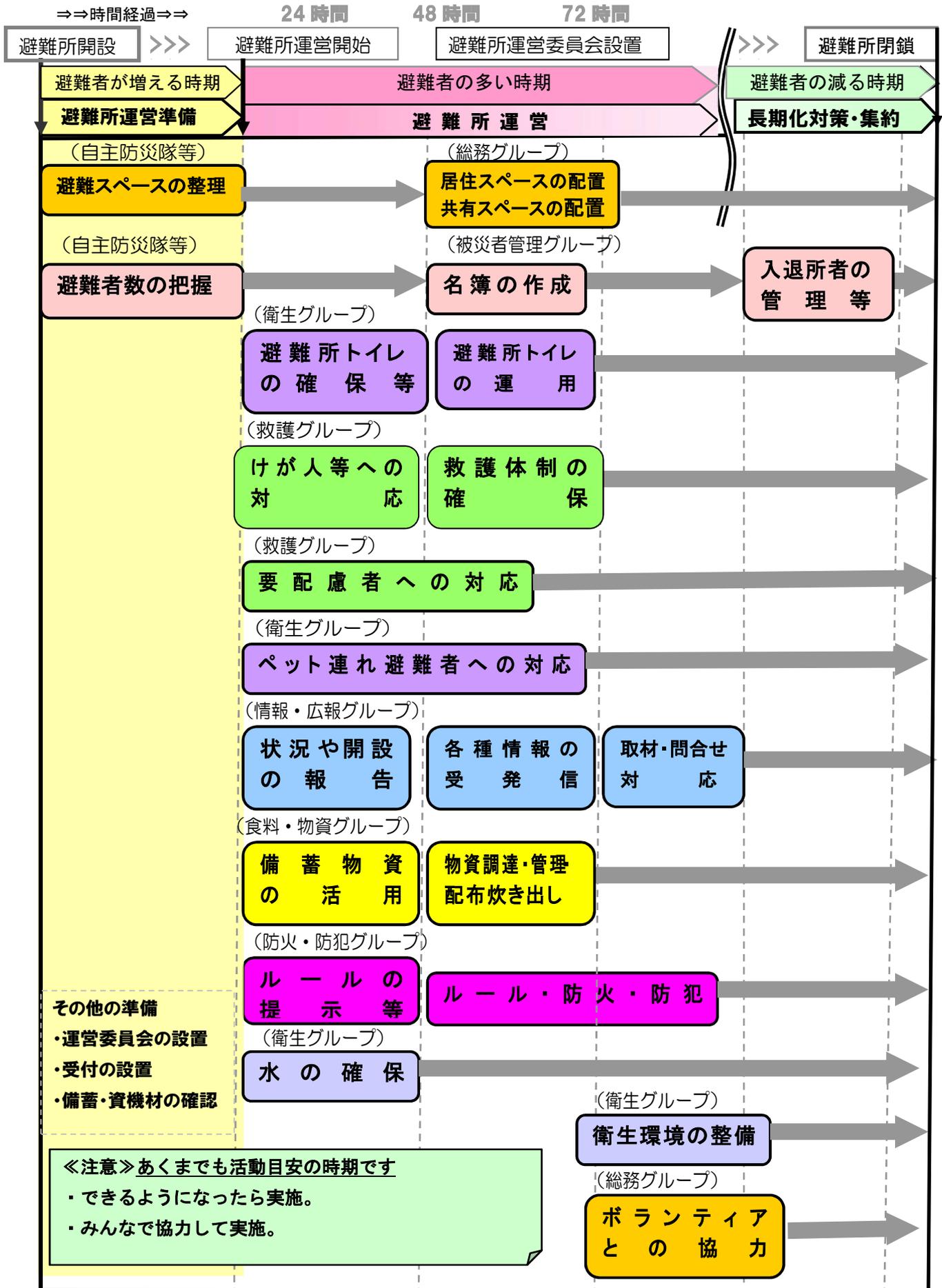
◎…主となって活動する

○…活動する

△…支援する

避難所運営の順序

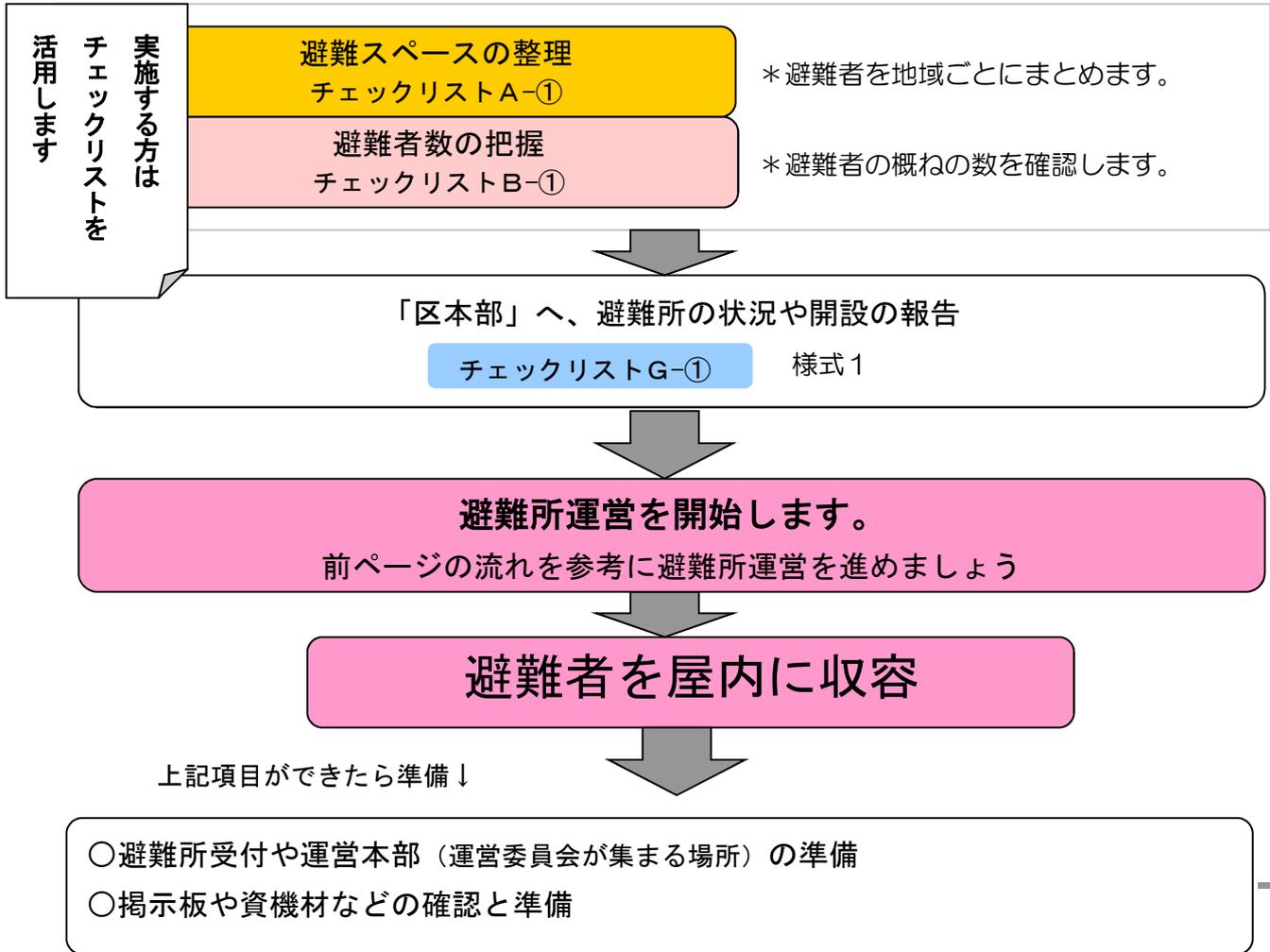
☆下表の時期を目安に、避難所の状況に応じて各種活動を実施します。



1 避難所運営準備

- ★ 避難者を屋内に収容してから、運営を始めるまでの活動について示します。
- ポイント ○避難者を収容したら、行わなければならないことを整理して実施します。
- チェックリストを活用し、役割を分担して実施します。

自主防災隊等を中心に役割を分担し、避難者の協力を得て実施します。



運 営 本 部（運営者が集まる場所）

- *活動の分担や取りまとめを行う集合場所として設置します。
- *運営本部は、避難者や運営に関わる方に分かり易い場所に設置します。

受 付

- *避難者収容当初に設置が難しい場合は、状況を見て設置します。
避難者カードや、地域で作成した受付用紙などを配布・回収する際には、避難してきた方への配り漏れを防ぐため、受付を設置して行います。

備蓄品や資機材の確認（避難所の例）

- 食 料： アルファ化米、飲料水
- 資機材： 発電機、投光器、情報収集用ラジオ、ペール缶トイレ等、毛布、
地域防災無線
- その他： 避難所運営マニュアル、腕章、多言語翻訳シート

資機材の準備

- *資機材は、必要なときに用意して活用しますが、取り急ぎ必要なものは、この段階で準備します。
 - 発電機・投光器 ⇒ 停電の場合に準備します。
 - 簡易組立トイレ ⇒ 施設のトイレが使用できない場合は準備します。
(チェックリストC)
 - 救急セット ⇒ 避難者が持ち寄ったもの等を集めて準備しておき、負傷者等に対応できるようにします。(チェックリストD)
 - 地域防災無線（ボイスパケットトランシーバー、衛星携帯電話）
⇒ 電話不通時は、職員室等に設置されている無線を使用します。
(チェックリストG)
 - その他の資機材 ⇒ 運営マニュアルなどは、運営本部に準備します。
事前にルールを作成している場合は、この段階で掲示します。

2 避難所運営

- ★避難所運営は、避難者を中心に自主防災隊等、地区防災班員、施設管理者等がサポート役として運営支援に当たります。
- ★「避難所運営委員会」を立ち上げ、避難所の統率や各活動の役割分担を決めるなど、組織的に運営します。

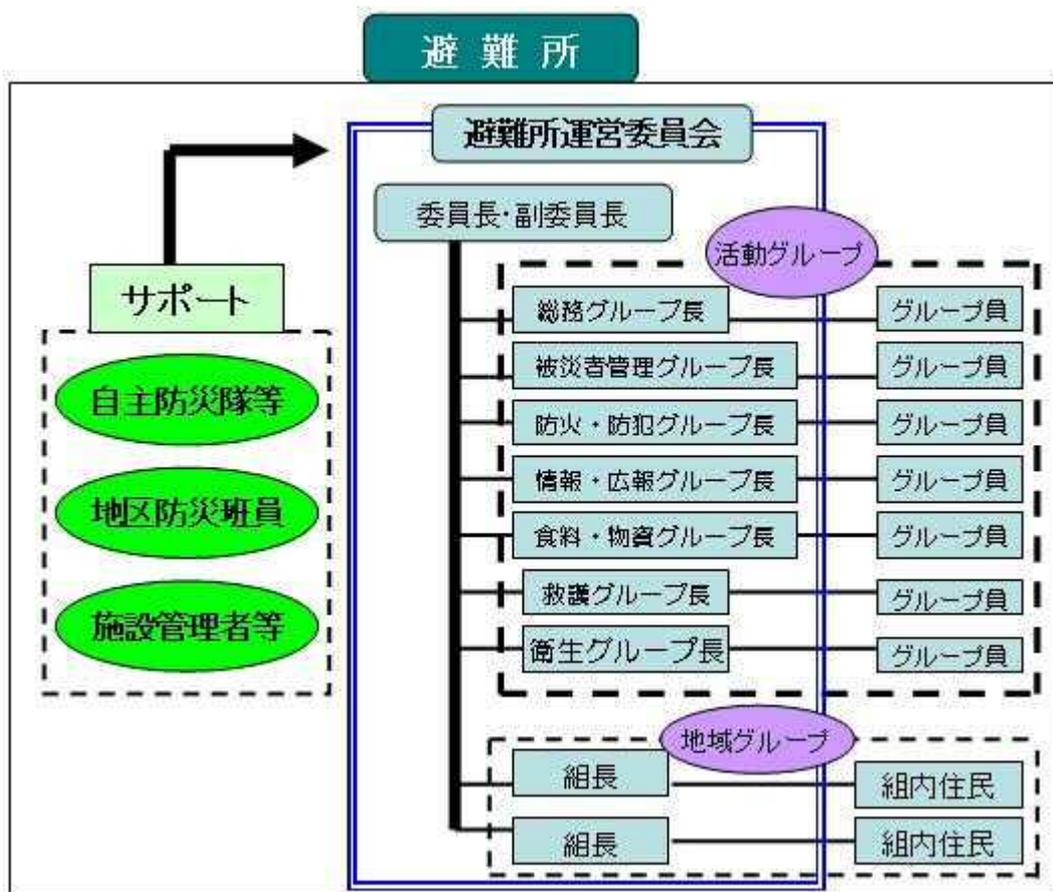
(1) 避難所運営の組織（避難所運営委員会）

- 避難所運営委員会は、避難者の中から委員長、副委員長、活動グループのグループ長、地域グループの組長を選出し、サポーターとして自主防災隊等、地区防災班員、施設管理者等を加えて構成します。
- 運営委員は、避難者の中から選出することが望ましいですが、特に立ち上げ時は、速やかに運営を始められるよう、自主防災隊等がリードしていきます。
- 避難者のニーズには男女の違いもあるため、男女双方の意見が避難所運営に反映されるよう、避難所運営委員会には女性委員を入れて意見の反映を行います。

《避難所運営委員会組織図 例》

活動グループ…避難所に必要な活動を実施するグループで、避難者・自主防災隊等で編成します。

地域グループ…避難者を避難スペース単位で編成したグループのことで、自治会の組や班などを基にして編成します。



○ 避難所運営委員会の立ち上げ「前は」・・・

運営委員会を立ち上げるまでは、避難スペースの割り振りや、人数の確認など、必要な活動を自主防災隊等が中心となって活動し、できるだけ早期に運営委員会の立ち上げができる体制を整えます。

○ 避難所運営委員会を立ち上げた「後は」・・・

避難所運営委員長を中心に、各活動グループや地域グループで運営に必要な活動を分担して実施します。

委員長・グループ長・組長は、避難者から選出し、時間の経過にあわせて随時引継ぎ、交替しながら運営していきます。

運営会議の開催頻度は災害初期については 1 日 2 回、それ以降は、1 日 1 回行います。

(2) 避難所運営委員会の設置及び役割

(避難者・自主防災隊等・地区防災班員・施設管理者等)

自治会の組を中心に地域グループを編成

○避難者への指示・連絡などは、組長を通して全員にもれなく周知します。

○組長は、交替制にして特定の人に負担が集中しないように工夫します。

(避難所の敷地内に滞在する車中泊者にも避難所運営に協力・参加してもらいます)

活動グループを編成及びグループ長選出

○各地域グループから、活動グループを編成します。

○グループ長を決め、グループ長を中心として、各グループ員に活動してもらいます。

○グループ長・グループ員の選出については、男女双方の意見が取り入れられるよう、また特定の人に負担が集中しないよう、配慮（交替制にするなど）します。

運営会議の開催

○運営を円滑に進めるため、運営会議を毎日 1 回以上開催します（災害初期は 1 日 2 回）。

- ・避難所内での方針やルール決定、変更を行います。
- ・各地域グループ・活動グループの活動状況を共有し、今後の活動を決定します。
- ・避難者の増減に合わせて、避難スペースの変更などを決定します。
- ・避難所内での問題や課題について、対処方法を決定します。

運営全般の調整(委員長、副委員長、各グループ長、各組長)

- 地域グループや活動グループへの指示・連絡、避難者への周知など、避難所運営全体を取り仕切ります。
- 避難者の中に要配慮者が居る場合、対応方法について調整します。
- 各種活動において、男女のニーズの違いや、プライバシーへの配慮が行われるよう調整します。
- 避難者のニーズ・意見の取りまとめを行います。
- 区本部や関係機関との連絡や調整を行います。
- マスコミ等への受け入れについての可否などの調整を行います。
- 車中泊者や在宅避難者への食料・物資支援について自主防災隊と調整します。
- 避難所の集約・閉鎖について、区本部と調整・協議をします。

各長の円滑な引継ぎ

- 委員長、副委員長が退所する場合、後任者を確保するなど、円滑な引継ぎを工夫します。
- グループ長は、定期的に交替するなど、円滑な引継ぎを工夫します。

(3) 地域グループの活動

(避難者)

- 地域グループは、自治会等の組長(班長)が中心となり、各活動グループの活動の支援にあたります。
- 各活動グループの決定の下、炊き出し、生活水の確保、共有スペースの清掃などを当番制で行います。
- 支援が必要な方が地域グループの中にいる場合は、地域グループ内で協力して支援を行います。
- 地域グループで使用しているスペースや部屋は、地域グループ内で清掃を行い、環境整備に努めます。

(4) 各活動グループの活動

(避難者)

○各活動グループは、避難所運営で必要な各種活動を分担して実施します。

○各グループの主な活動内容は、以下のとおりです。

それぞれの活動の詳細については「②チェックリスト」を、使用する様式については「③様式集」を活用してください。

総務グループ	<p>○ 避難所の空間配置 チェックリストA (P3~)</p> <p>* 避難所の居住・共有スペースを設置します。</p> <p>* 避難者の数や要配慮者の有無など、避難所の状況に応じて、レイアウトの変更や他の施設の活用などを検討します。</p>
	<p>○ ボランティアとの協力 チェックリストL (P59~)</p> <p>* 避難所内での活動に必要なボランティアの要請を担当します。</p> <p>* ボランティアの受入れと、活動の調整を行います。</p>
	<p>○ その他の調整</p> <p>* 運営会議開催の調整や、運営会議の記録を担当します。様式10 (様式集P31)</p> <p>* 車中泊者や在宅避難者への支援などの対応を実施します。</p>
グループ 防火・防犯	<p>○ 避難所のルール・防火・防犯 チェックリストI (P47~)</p> <p>* 避難所のルールを掲示し、避難者に周知徹底します。</p> <p>* 防犯・防火の徹底のため、当直者や見回りの割り振りなどを行います。</p> <p>* 室内は原則、火気厳禁・禁煙とし、炊き出しなど火を使用する場合は必ず消火器・消火バケツなどを用意しておきます。</p> <p>* 日中に開放している入口付近に受付を設け、担当者が外来者をチェックする体制を整え、夜間は、出入口の扉を原則として閉鎖します。</p>
グループ 被災者管理	<p>○ 避難者の把握 チェックリストB (P9~)</p> <p>* 安否確認などに必要な避難者名簿を作成し、管理します。</p> <p>* 車中泊者や在宅避難者、外泊者名簿の管理</p> <p>* 郵便物・宅配物の取次ぎ、DVへの配慮など情報管理に留意します。</p>
グループ 情報・広報	<p>○ 各種情報の受発信 チェックリストG (P35~)</p> <p>* 区本部への報告や要請など、情報の発信を行います。</p> <p>* 区本部から受信した災害や支援の情報を避難者(車中泊者含む)へ伝達します。伝達は掲示板(貼り紙)などを用い、掲載日時を記載します。視覚や聴覚に障害のある人や外国人などに対しては、それぞれに対応した情報伝達に配慮します。</p> <p>* マスコミ等からの問い合わせや取材の対応を行います。</p>

グループ 食料・物資	<p>○ 食料・物資に関すること チェックリストH (P41～)</p> <ul style="list-style-type: none"> *食料・物資の必要数を把握し、管理と配布を行います。 *女性専用の物資配付等に考慮して、配布場所や配布スタッフの選定を行います。 *重複配給を防ぐため、名札や配給引換券でチェックするなど公正な配給を行います。 *避難者(車中泊者を含む。)及び在宅避難者の食料・物資が不足する場合の区本部への要請などにより調達を行います。 *乳児や食物アレルギーを持つ方、高齢者など配慮が必要な人には優先して支援を要請します。
救護 グループ	<p>○ 救護・支援に関すること チェックリストD (P23～)</p> <ul style="list-style-type: none"> *けが人への応急手当や、避難所で対応が困難な病人等の対応を行います。
	<p>○ 要配慮者への対応 チェックリストE (P31～)</p> <ul style="list-style-type: none"> *高齢者や障がいのある人、妊産婦や乳幼児、外国人など、避難所で手助けが必要な方への支援を行い、要配慮者優先スペースや福祉避難室を確保し、対象者を支援します。 *避難所生活が困難な方は福祉避難所への受入要請を区本部と調整します。
衛生 グループ	<p>○ 避難所トイレの確保 チェックリストC (P17～)</p> <ul style="list-style-type: none"> *避難所のトイレ使用可否(排水管や下水道等)を確認します。 使用不能の場合は、携帯トイレや簡易トイレを確保・設置します。 設置割合は男女比1:3を目標に女性に配慮した設置をします。 トイレ周辺には、可能な限り夜間照明を設置します。 *正しい使用に向けてルールを徹底させます。 当番制で清掃を行い、常に清潔に保つようにします。
	<p>○ ペット連れ避難者への対応 チェックリストF (P33～)</p> <ul style="list-style-type: none"> *ペットスペースの確保とペット登録台帳の記載を行います。 *ペット飼育のルールの周知や飼育状況の確認を行います。 *ペット連れ避難者がペット管理グループを組織し、自主運営を行ってまいります。
	<p>○ 水の確保 チェックリストJ (P51～)</p> <ul style="list-style-type: none"> *飲料水のほか、手洗いなどに使用する生活用水を確保します。
	<p>○ 衛生環境の整備 チェックリストK (P55～)</p> <ul style="list-style-type: none"> *ごみの集積や清掃の実施などを管理し、避難所の衛生を保ちます。 *衛生管理を徹底させて、感染症(インフルエンザやノロウイルス等)などを予防します。マスク着用の呼びかけをします。

3 避難所の長期化対策・集約・閉鎖

- ★ 避難所の長期化対策や閉鎖に向けたポイントについて説明します。
- ポイント
- 避難者の避難理由を把握し、避難所の集約や閉鎖を行います。
 - ライフラインの復旧・仮設住宅の支援が進んだところで、避難者の退所を促し、避難所の閉鎖を行います。
 - 施設本来の機能の回復も考慮し、適切なタイミングでの閉鎖が必要です。

(1) 避難所の長期化対策

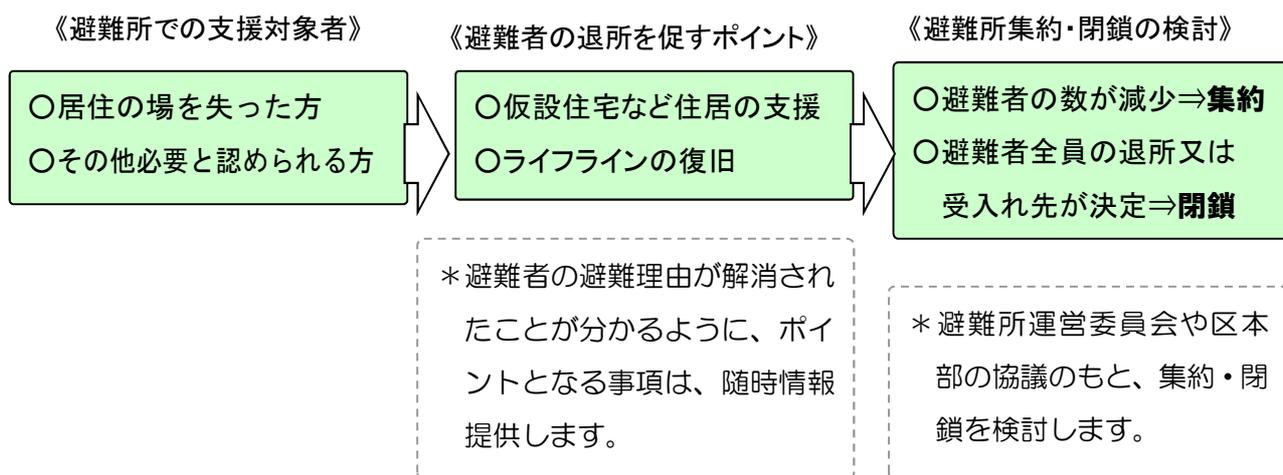
(総務グループ・区本部)

- 避難生活が長期化する場合は、ストレスや衛生面でのケアが特に重要となります。
- 避難所運営の中で、居住スペースへの間仕切りの設置などによるプライバシーの確保、入浴や洗濯などの日常生活の確保、巡回する保健師による健康相談の実施など、区本部との連携により、避難者の心と体のケアを行っていきます。

(2) 避難者の退所を促す時期

(総務グループ又は情報・広報グループ)

- 総務グループは、時間の経過に伴い、避難所として活用している施設についても、本来の機能を回復する必要があります(例えば、学校の場合は、授業の再開があります)。
- 被害の回復や仮設住宅支援の始まりに合わせ、避難者の退所を促します。
- 情報・広報グループは、ライフラインや交通の回復などに関する情報を随時提供し、自宅での生活が可能になった方へ、自宅に戻る協力を呼びかけます。
- 情報・広報グループは、仮設住宅の支援などが始まった場合は、随時情報を提供します。



(3) 避難所の集約

(避難所運営委員会、総務グループ、地区防災班員、施設管理者等)

- 避難者の数が減少すると、大きな施設での避難所運営が難しくなる場合もありますので、必要に応じて、避難所の集約を行います。
- 避難所の集約は、各施設との調整が必要になることから、主に区本部の調整により、避難所を段階的に集約します。
- 避難所の運営委員会で、避難者の減少に合わせた避難所の規模縮小について検討します。

集約
の
例

- ①区内のいくつかの避難所から、大規模施設（市の体育施設など）に集約
- ②避難所運営を継続している他の施設（区内の避難所など）と合流
- ③人数はそのままで、区内の市有施設に移動し、小規模な避難所として存続
など

- 避難所の集約が決まり次第、総務グループは、前もって避難者へ説明し、理解と協力を得る必要があります。

(4) 避難所の閉鎖

(避難所運営委員会・総務グループ・地区防災班員・区本部・施設管理者等)

- 施設本来の機能回復の時期なども考慮し、避難者全員の退所や受入れ先の見通しがたった場合は、避難所の閉鎖を検討します。
- 避難所運営委員会と区本部との協議により、閉鎖を決定します。
- 避難所の閉鎖が決定した場合は、避難者が施設の整理や清掃を協力して行い、避難所として活用する前の状態に戻し、避難所を閉鎖します。

第5章 災害時の安否確認方法について

大規模災害時等は、普段の通信媒体が使用できない場合があります。体験できる期間等に練習し、災害時に家族や知人の安否確認や連絡方法のツールとして使用しましょう。

(1) 各社で提供する災害伝言板

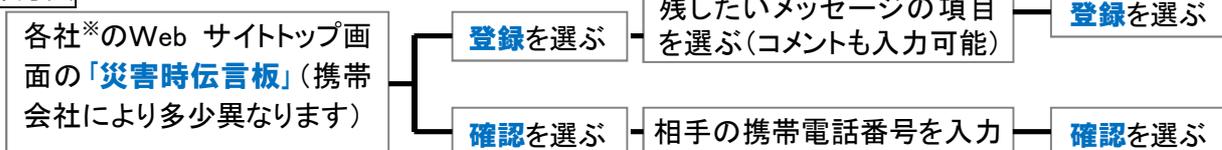
【(1)の体験利用可能日】

- ・ 毎月1日、15日、1月1日から3日
- ・ 防災週間：8月30日（午前9時）から9月5日（午後5時）まで
- ・ 防災とボランティア週間：1月15日（午前9時）から1月21日（午後5時）まで

①携帯電話各社で提供する「災害用伝言板」

- * 携帯電話で家族や親しい友人の安否確認や自分の安否情報を知らせることができます。
- * 震度6弱以上の地震が発生したとき等で大きな災害が発生したときに開設されます。
- * 各携帯会社で多少使用方法が異なりますが、掲示板は共通ですので、他社を使用している家族や知人の安否確認も行うことができます。
- * 携帯会社により登録可能件数

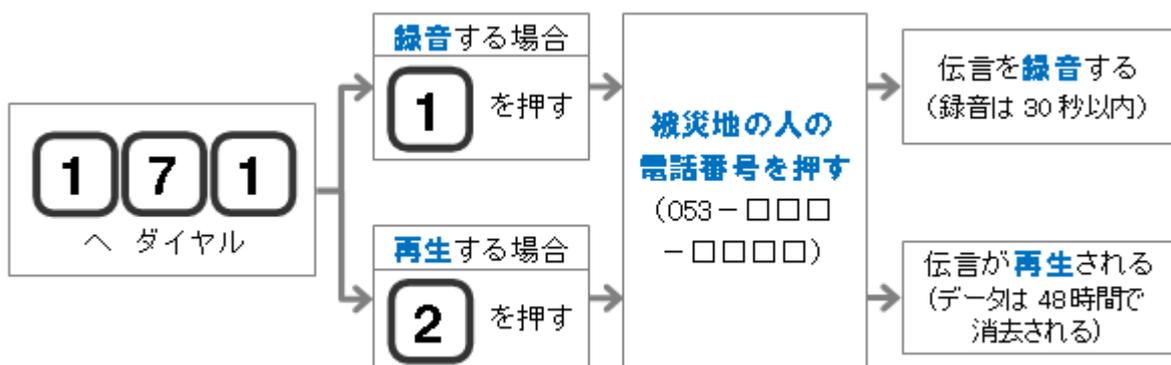
操作方法



②NTTで提供する「災害用伝言ダイヤル171」

- * 伝言の登録・再生に使用するのは、被災地にある「固定電話の番号」だけの対応です。
(携帯電話やPHS、IP電話の電話番号は登録番号として利用できません。)
- * 震度6弱以上の地震が発生したとき等で大きな災害が発生したときに開設します。
- * 伝言録音時間：1伝言あたり30秒以内、保存期間：録音してから48時間
伝言保管数：電話番号あたり1~10伝言

操作方法



③NTTで提供する「web171」（パソコン、携帯電話、スマートフォンで操作可能）

- * 固定電話・携帯電話・スマートフォン等の電話番号で利用できます。
- * 震度6弱以上の地震が発生したとき等で大きな災害が発生したときに開設します。
- * 固定電話以外でも登録できるため家族・親戚・友人間で安否確認に使用する電話番号を確認しておくことが大切です。
- * 事前に登録ができます。
- * 伝言の登録件数 - 20件、伝言保存期間 - 最大6ヶ月
(1つの災害で災害伝言板の提供終了まで)

操作方法

- 1 「web171」へアクセスします。(http://www.web171.jp)
- 2 伝言を登録する電話番号を記入し、登録ボタンを押す。



- 3 ひらがなで名前を記入し、安否を選択、伝言を入力して登録ボタンを押します。



(2) 避難所に設置されている特設公衆電話

災害時には、避難所に特設公衆電話が設置されます。避難者が、避難者の家族や親戚等との安否確認等に使用することができます。特設公衆電話の数は、限られておりますので、マナーを守り、譲り合って使用しましょう。

第6章 避難所内のルールについて

ここでは、避難所生活のなかでのルールの例文を紹介しています。あらかじめルールを決めておき、お互い譲り合い、避難所となる学校施設等をきれいに使用するようにしてください。

避難所全体のルール（例）

この避難所の共通のルールは次の通りです。
避難する方は、守るよう心がけてください。

避難所運営委員会

- * 避難所は、避難所運営委員会及び避難者が主体となって運営します。
- * 避難所の開設は、水道・ガスなどのライフラインが復旧する頃までを目途とします。
- * 避難者は、世帯（家族）単位で登録を行ってください。
 - ・ 避難所を退所するときは、転居先を連絡してください。
 - ・ 犬・猫など動物類は決められた場所で飼い主が責任を持って飼育していただくようお願いいたします。
- * 居住スペースは土足禁止とし、脱いだ靴は各自で保管します。
- * 職員室・保健室など、施設管理や特定の目的を有する部屋には、避難できません。被害があつて危険な部屋も同様に避難できません。
 - ・ 「立入禁止」「使用禁止」「利用上の注意」等のはり紙の内容には必ず従ってください。
 - ・ 衛生の面から、定期的に生活スペースを移動しますので、ご協力ください。
- * 食料・物資等は、原則として全員に公平に提供できるようになってから配布します。
 - ・ ただし、不足する場合は、子供、妊産婦、高齢者、障害者の方々などに優先して配布します。
 - ・ 食料・物資は、個人ではなく、地域グループを決めて地域グループごとに配布します。
 - ・ 在宅避難者については、原則として避難所等所定の場所に受け取りにきてください。
 - ・ 粉ミルク・紙おむつなどの要望は、個別に対応しますので、担当者に申し出てください。
- * 喫煙は、所定の場所以外では禁止します。

このルールは、必要に応じて避難所運営委員会で見直しを行います。

共同生活上のルール（例）

区 分	内 容
生活時間	<ul style="list-style-type: none"> ● 起床時間： 時 分 ● 消灯時間： 時 分 * 廊下は点灯したままとし、体育館などは照明を落とします。 * 職員室などは、防犯のため点灯したままとします。 ● 食事時間 朝食： 時 分 <li style="padding-left: 2em;">昼食： 時 分 <li style="padding-left: 2em;">夕食： 時 分 * 食料の配布は、地域グループ単位で行います。 ● 放送時間： 時で終了します。 ● 電話受信：午前 時から午後 時まで * 放送で呼び出しを行い、伝言を渡します。
清 掃	<ul style="list-style-type: none"> ● 世帯単位の割当スペースについては、原則として世帯ごとに責任を持って清掃します。 ● 世帯スペース間の通路など、地域グループ単位で共用する部分については、相互に協力して清掃します。 ● 避難所全体で使用する共用部分については、衛生グループの指示に従って、避難者全員で協力して実施します。 ● トイレについては、使用ルールを厳守し、環境美化に協力してください。
洗 濯	<ul style="list-style-type: none"> ● 洗濯は原則として、世帯単位で行ってください。 ● 洗濯機や物干し場（男女別）など、避難者全員で使用するものについては、各人の良識に基づいて使用し、長時間の占有を避け、他人の迷惑にならないようにしてください。
ごみ処理	<ul style="list-style-type: none"> ● 世帯ごとに発生したごみは、原則として、それぞれの世帯が共有のごみ捨て場に搬入します。 ● 共同作業で発生したごみは、その作業を担当した人達が責任をもって捨てます。 ● ごみの分別を行ってください。
プライバシーの保護	<ul style="list-style-type: none"> ● 居住スペース及び世帯スペースは、一般の「家」同様、みだりに立ち入ったり覗いたりしないようにします。 ● 居室内での個人のテレビ・ラジオは、周囲の迷惑にならないよう、使用する場合には、イヤホンを使用してください。 ● 携帯電話は、居住スペースではマナーモードにし、特に夜間は居室内で使用しないでください。

トイレ使用ルール（例）

1 施設のトイレを使用する場合（水は流さず、便袋等に対応してください）

- * 便器に便袋を被い、使用後は紐でしっかり縛って、指定の保管場所へ持っていくようにしてください。衛生上、使用した便袋をトイレに置かないようにしてください。
- * 皆さんが使用するトイレですので、清潔な使用を心がけましょう。
- * 手洗いは、手洗い場に備え付けてある水（手洗い用）を使用してください。大勢が使用する水ですので、節水を心がけましょう。
- * 便袋保管場所やトイレ掃除は、避難者全員で当番制により行います。地域グループごとに当番を割り振りますので、当番表を確認して、協力して行いましょう。
袋がなくなりそうな場合は、当番にかかわらず、気づいた人達で協力して行いましょう。

2 簡易組立トイレを使用する場合

- * 使用する際は、中に人がいないか一声かけて確認しましょう。
- * トイレを使用する際は、使用していることが分かるよう、入り口にある札を「使用中」にしてから入りましょう。
- * 和式のトイレの上板（便器にまたがる部分）は、2人以上が乗って使用しないでください。介添えが必要な方は、洋式のトイレを使用してください。
- * 洋式のトイレは、足の不自由な方や介添えが必要な方が優先的に使用するものですので、それ以外の方は和式のトイレを使用してください。
- * 使用後は、便器のそばにあるレバーをまわして、排泄物を流してください。
- * 皆さんが使用するトイレですので、清潔な使用を心がけましょう。
- * 汲み取り業者の手配が必要なトイレですので、排泄物が溜まってきたら、気づいた人が衛生グループに報告してください。

・・・など

火気使用のルール（例）

- * 避難所で火気を使用するスペースは原則として〇〇室と屋外の〇〇とします。
 - ・ 居住スペースでの火気の使用は行わないでください。
 - ・ 個人のカセットコンロを使用する際も〇〇室で使用してください。
 - ・ 火気を使用する際は、消火バケツや消火器を用意して使用してください。

- * 夜間（ 時以降）は、避難所内で火気を使用しないでください。
使用する必要がある場合は、総務グループに申し出てください。

- * 居住スペースで使用するストーブは、地域グループで責任を持って管理してください。
燃料を交換する際は、食料・物資グループに申し出てください。

- * ストーブの周りには、燃えるものを置かないでください。

- * 避難所の居住スペースは禁煙です。
(〇〇〇〇を喫煙スペースとしていますので、そこをお願いします。
きちんと消火し吸殻入れに捨ててください。ポイ捨ては絶対に行わないでください。)

- * 吸殻入れの処理は、喫煙者が協力して実施しましょう。
吸殻を捨てる際も火の気がないか確認してから捨てましょう。

夜間の警備体制について（例）

- * 夜間は共有部分は消灯せず、〇時に居住スペースのみ消灯しますので、ご協力ください。

- * 夜間は不審者の侵入を防止するために、当直者のいる出入り口以外を施錠しますので、ご協力ください。
緊急時には他の入口も開放しますが、あわてず指示に従って行動してください。

- * 夜間は避難所受付に当直者を配置し、防火防犯のために避難所内の巡回を行いますので、緊急時や何かあった際には、そちらまで一声かけてください。

- * 当直は交替制で行います。皆さんの協力を得ながら行いますのでご協力ください。

食料配布のルール・伝達文（例）

- * 食料・物資・水などは公平に分配します。
- * 数量が不足する物資などは、子供、妊産婦、高齢者・障害者、大人の順に配布します。
- * 物資の配布は、各地域グループの方にお渡ししますので、各組で分配するようにしてください。
- * 物資などは、原則毎日 時頃に、場所は..... で食料・物資グループが配布しますので、秩序を守って食料・物資グループの指示に従い受け取ってください。
- * 配布する物資などの内容や数量は、その都度放送などで皆さんに伝達します。
- * 各自必要な物資やアレルギーがある場合などは、食料・物資グループに連絡してください。

ペット飼育のルール（例）

- 避難所では、多くの人たちが共同生活を送っています。
- ペットの飼い主の皆さんは、次のことを守って避難所生活を送ってください。
- ※身体障害者補助犬については、ペットとは捉えず避難行動要支援者の支援と考えます。
- ◇ ペットは、指定された場所で、必ずゲージに入れるかリードにより繋ぎとめて飼育してください。
 - ◇ 飼育場所や施設は、飼い主が常に清潔にし、必要に応じて消毒を行うようにしてください。
 - ◇ ペットに関する苦情がないように配慮するとともに危害防止に努めてください。
 - ◇ ペットの排便等は、飼い主の管理のもと、指定された場所で排便させ、後片付けを必ず行ってください。
 - ◇ 給餌は時間を決めて、その都度きれいに片づけてください。
 - ◇ ノミ・ダニ等の発生防止等の衛生管理、健康管理に努めてください。
 - ◇ 運動やブラッシングは、必ず屋外で行ってください。
 - ◇ 飼育困難な場合は、衛生グループに相談してください。
 - ◇ 他の避難者との間でトラブルが生じた場合は、速やかに衛生グループまで届け出てください。

ごみ集積所設置のルール（例）

<屋内>

- * 居住スペースに溜め込まず、こまめに集積所に捨てましょう。
- * 個人や世帯で出たごみは、各自で責任を持って捨てましょう。
- * 分別や生ごみの密封を行い、清潔に保ちましょう。
- * 避難所内の集積所には溜め込まず、こまめに外の集積所に捨てるようにしましょう。

<屋外>

できる限り下記の場所に設置してください。

- * 収集車が出入り可能な場所
- * 居住スペースに匂いなどが漏れない場所
- * 調理場所など、衛生面に注意が必要な場所から離れた所
- * 直射日光が当たりにくく、なるべく屋根のある所

<在宅医療廃棄物（感染性廃棄物）>

密閉できる容器、箱等を設置し、人に触れない場所にて厳重に保管してください。

<便袋、おむつ>

使用方法に従い、密封した状態で指定の保管場所に捨ててください。

浜松市危機管理課

〒430-8652

浜松市中区元城町 103 番地の 2

TEL053-457-2537

